

沿岸広域振興局長告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年12月16日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1（1）道路の種類 県道  
 （2）路線名 大川松草線  
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町大川字長田86番3地先内	新	m 21.6~10.4	m 68.8
	旧	9.5~5.0	68.8

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター  
 イ 期間 平成26年12月16日から平成27年1月16日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
 （2）路線名 吉里吉里釜石線  
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町小鎚第28地割字間渡153番102地先から須賀町229番2地先まで	新	A m 30.0~12.8	m 257.5
		B 21.0~8.3	581.3
上閉伊郡大槌町小鎚第28地割字間渡153番102地先から須賀町229番2地先まで	旧	A 30.0~12.8	257.5
		B 21.0~8.3	581.3

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部  
 イ 期間 平成26年12月16日から平成27年1月16日まで

- 3（1）道路の種類 一般国道  
 （2）路線名 106号  
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市平津戸字南平津戸山302林班ろ小班地先から区界第4地割124番1地先まで	新	A m 53.8~4.1	m 11,241
		B 121.9~13.5	8,480
	旧	A 53.8~4.1	11,241

宮古市区界第1地割57番24地先から第2地割434番1地先まで	新	A	28.1~8.5	4,084
宮古市区界第1地割57番24地先から盛岡市築川第1地割78番5地先まで		B	120.2~13.8	4,478
宮古市区界第1地割57番24地先から第2地割434番1地先まで	旧	A	28.1~8.5	4,084

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成26年12月16日から平成27年1月16日まで